

日程第3 議案第27号 平成23年度加美町国民健康保険事業特別会計補正予算
(第3号)

○議長(一條 光君) 日程第3、議案第27号平成23年度加美町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(猪股洋文君) 議案第27号平成23年度加美町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)についてご説明申し上げます。

今回、既定予算に歳入歳出それぞれ3,111万5,000円を追加し、歳入歳出それぞれ27億9,663万1,000円とする補正予算であります。

歳入の主なものについては、国庫支出金として療養給付金等負担金476万円増、高額医療費共同事業負担金467万7,000円減、医療給付費交付金として退職者医療交付金635万円増、県負担金として高額医療費共同事業負担金467万7,000円減、繰入金として一般会計繰入金2,661万9,000円増などであります。

歳出については、退職被保険者等療養給付費470万円増、一般被保険者高額医療費1,400万円増、高額医療費共同事業出資金拠出金1,870万6,000円減、保険財政安定化事業拠出金2,615万9,000円減、前年度医療給付費等負担金返還金4,467万1,000円増などのほか、予備費を増額するものであります。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長(一條 光君) 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。7番近藤義次君。

○7番(近藤義次君) 高額医療の関係なんですけれども、一番高い医療費で平成23年度で何千万円になるんですか、何百万円になるんですか。その金額を教えてください。

○議長(一條 光君) 保健福祉課長。

○保健福祉課長(佐藤勇悦君) 保健福祉課長、お答えいたします。

現在、加美町で一番高い費用額を支払っていますのが、月額で680万円の方がございます。

(「はい、わかりました」の声あり)

○議長(一條 光君) そのほか質疑ございませんか。(「なし」の声あり) 質疑なしといたします。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。(「なし」の声あり) 討論なしといたします。これにて討論を終結いたします。

これより議案第27号平成23年度加美町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)の採

決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一條 光君） ご異議なしといたします。よって、議案第 27 号平成 23 年度加美町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第 4 議案第 28 号 平成 23 年度加美町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）

○議長（一條 光君） 日程第 4、議案第 28 号平成 23 年度加美町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第 28 号平成 23 年度加美町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）

について説明申し上げます。

今回、既定予算から歳入歳出それぞれ 2,842 万 3,000 円を減額し、歳入歳出それぞれ 2 億 2,114 万 9,000 円とする補正予算であります。

歳入では、特別徴収保険料 1,649 万 1,000 円減、普通徴収保険料現年度分 1,116 万 6,000 円減などがあります。

歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金 2,842 万 3,000 円減などのほか、予備費を減額するものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（一條 光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしといたします。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしといたします。これにて討論を終結いたします。

これより議案第 28 号平成 23 年度加美町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一條 光君） ご異議なしといたします。よって、議案第 28 号平成 23 年度加美町後期高

齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第 5 議案第 29 号 平成 23 年度加美町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）

○議長（一條 光君） 日程第 5、議案第 29 号平成 23 年度加美町介護保険特別会計補正予算（第

2 号）を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第 29 号平成 23 年度加美町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）につ

いてご説明申し上げます。

今回、既定予算に歳入歳出それぞれ 880 万 7,000 円を追加し、歳入歳出それぞれ 23 億 49 万 円とする補正予算であります。

歳入では、保険料として第 1 号被保険者徴収保険料 742 万 5,000 円減、国庫支出金として介護給付費負担金 717 万 2,000 円増、普通調整交付金 4,786 万 2,000 円増、支払基金交付金として介護給付費交付金 669 万 6,000 円増、県支出金として介護給付費負担金 616 万 9,000 円増、繰入金として一般会計繰入金 1,352 万円減、介護給付費準備基金繰入金 4,000 万円減などでありま

す。歳出では、総務費として介護保険システム更新委託料 1,640 万 6,000 円減、保険給付費として居宅介護サービス等給付費 4,173 万 9,000 円増、施設介護サービス給付費 1,265 万 4,000 円増などのほか、職員人件費の組み替えを行い、予備費を減額するものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（一條 光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしといたします。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしといたします。これにて討論を終結いたします。

これより議案第 29 号平成 23 年度加美町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）の採決を行い

ます。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一條 光君） ご異議なしといたします。よって、議案第 29 号平成 23 年度加美町介護
保
険特別会計補正予算（第 2 号）は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第 6 議案第 30 号 平成 23 年度加美町下水道事業特別会計補正予算（第 5 号）

○議長（一條 光君） 日程第 6、議案第 30 号平成 23 年度加美町下水道事業特別会計補正予算
（第 5 号）を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第 30 号平成 23 年度加美町下水道事業特別会計補正予算（第 5 号）
についてご説明申し上げます。

今回、既定予算から歳入歳出それぞれ 3,450 万 5,000 円を減額し、歳入歳出それぞれ 11 億
7,478 万 5,000 円とする補正予算と公共下水道整備事業の繰越明許費の設定及び地方債の変更を
行うものであります。

歳入については、災害復旧事業のうち、補助対象事業費及び起債対象事業費が確定したこと
により、災害復旧費国庫負担金 154 万 3,000 円の増額と災害復旧債 1,380 万円を減額するもので
あります。

歳出では、中新田、小野田、宮崎の三つの浄化センター管理費を 360 万 2,000 円減額するほ
か、職員人件費等の組み替えなどを行うものであります。

また、今年度の特別会計全体の支出予定額が確定したことにより、一般会計繰入金及び予備費
の減額を行うものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（一條 光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしといたしま
す。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしといたしま
す。これにて討論を終結いたします。

これより議案第 30 号平成 23 年度加美町下水道事業特別会計補正予算（第 5 号）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一條 光君） ご異議なしといたします。よって、議案第 30 号平成 23 年度加美町下水道事業特別会計補正予算（第 5 号）は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第 7 議案第 31 号 平成 23 年度加美町浄化槽事業特別会計補正予算（第 3 号）

○議長（一條 光君） 日程第 7、議案第 31 号平成 23 年度加美町浄化槽事業特別会計補正予算（第 3 号）を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第 31 号平成 23 年度加美町浄化槽事業特別会計補正予算（第 3 号）についてご説明申し上げます。

今回、既定予算から歳入歳出それぞれ 1,300 万円を減額し、歳入歳出それぞれ 8,109 万 1,000 円とする補正予算と、地方債の変更を行うものであります。浄化槽建設事業及び浄化槽施設災害復旧事業の事業費が確定したことによる歳出歳入の減額を行い、財源である循環型社会形成推進国庫交付金 392 万 3,000 円、浄化槽整備推進事業債 570 万円を減額し、浄化槽施設災害復旧債 450 万円を増額するものであります。

また、今年度の特別会計全体の支出予定額が確定したことにより、一般会計繰入金及び予備費の減額を行うものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（一條 光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしといたします。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしといたします。これにて討論を終結いたします。

これより議案第 31 号平成 23 年度加美町浄化槽事業特別会計補正予算（第 3 号）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一條 光君） ご異議なしといたします。よって、議案第 31 号平成 23 年度加美町浄化槽事業特別会計補正予算（第 3 号）は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第 8 議案第 3 2 号 平成 2 3 年度加美町水道事業会計補正予算（第 3 号）

○議長（一條 光君） 日程第 8、議案第 32 号平成 23 年度加美町水道事業会計補正予算（第 3 号）を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第 32 号平成 23 年度加美町水道事業会計補正予算（第 3 号）についてご説明申し上げます。

今回の補正につきましては、収益的収入及び支出においてそれぞれ 590 万円を増額し、総額を 5 億 490 万円とする補正予算であります。

収入につきましては、他会計負担金として一般会計から震災復興に伴う負担金 480 万円、その他営業収益の加入料金 110 万円をそれぞれ増額、支出につきましては営業費用において大崎広域水道受水料金 150 万円増、印刷製本費 100 万円を減額するほか、職員人件費の整理を行い、また営業外費用において、消費税予定額に 100 万円を増額するものであります。資本的支出につきましては、浄水器設置費で 800 万円を減額補正とし、支出総額を 1 億 5,858 万円とするものであります。今回の補正により過年度損益勘定保留資金による不足財源補てん額を 200 万円増額し、1 億 3,858 万円に、また建設改良積立金による不足財源補てん額を 1,000 万円減額し、2,000 万円とするものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（一條 光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。9 番工藤清悦君。

○9 番（工藤清悦君） 町長にお伺いをしたいと思います。

昨年の 3. 11 大震災後、先ほどもお話し申し上げましたけれども、各関係課が総力となって混乱を招かないように、または普通の業務をやれるようにというようなことで頑張っていました。そういった中で、被害は被害として、特に建設課なんかは復旧に向けて一生懸命頑張っていただきましたし、その後、原発に伴って農林関係の部署も一生懸命頑張っていたと。そういった中で、先ほど町長の説明があったんですけども、人件費を整理した。すごく難しい話ではございませんので、勤勉手当が減っているんですけども、職員が水をとめな

いように一生懸命夜も寝ないで頑張っ稼いだのに、勤勉手当が減るといのはどういことなのかなと、単純に、町民になりかわりまして、ご質問させていただきます。

あと、課長にお伺いしたいと思うんですけども、当時地震の時に、通常に動いた給水のところ、または場所によっては、濁って水が出てきたところというようなことがあったんですけども、その辺の改善策というものがありましたら、お伺いをしたいと思います。

○議長（一條 光君） 町長から。

○町長（猪股洋文君） 私も本当に職員が3.11後、ライフラインの確保等々で寝食を忘れて頑張ってきたということに対しては、非常に感謝の気持ちでいっぱいでありま。今の点であります、人事異動に伴うものというふうには聞いております。詳しくは総務課長の方からお答えいたします。

○議長（一條 光君） 総務課長。

○総務課長（柳川文俊君） 総務課長です。

町長おっしゃったとおりでございます。

○議長（一條 光君） 上下水道課長。

○上下水道課長（田中正志君） 上下水道課長、お答えいたしたいと思いま。

昨年3.11、大震災、それから4月7日ですか、同じような地震が2回来たんですけども、それで、水道関係につきましては、おかげさまで断水はほとんどなかったんですけども、一部、多田川地区で濁り水が発生しております。それで、新年度予算の方に濁り水の対策費ということで委託料を上程させていただいております。それで、そういうことで予算は計上しているんですけども、どういう形でこの濁り水が発生したかとか、いろいろ水質的な問題、どういうものでこの改善ができるかとか、その辺を見通し委託料ということで上程させていただいております。

それから、おかげさまで断水はしていないんですけども、いろいろ総合的に今後そのようなことが起きた場合に、一気にかわる代替のものということで、発電機を想定してはましても、おかげさまで除雪機械とか、そういう形で代替燃料をある程度確保しまして、うちの方はそういう町の協力体制のもとで、断水がなかったということが一番大きいと思いま。それで、燃料を確保するような形で、一般質問にもありましたように、広域的な市町村との協定とか、あと町内の業者との協定等でできれば燃料を確保するような形で優先的にやっていただいといいのかなというふうを考えております。以上です。

○議長（一條 光君） そのほか質疑ございませんか。7番近藤義次君。

○7番（近藤義次君） それでは、水道課長、少々の地震が来ても大丈夫だということですよ
ね。

○議長（一條 光君） 上下水道課長。

○上下水道課長（田中正志君） 去年は震度5強だったので、ある程度議会でも認めていただき
まして、いろいろな施設を今更新しております。それで、できるだけ地震に耐えられるような
形でもちろん施設もそれから体制も整備してやりたいと思いますのでよろしくお願いします。

（「はい、了解」の声あり）

○議長（一條 光君） そのほか質疑ございませんか。（「なし」の声あり） 質疑なしといたし
ます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり） 討論なしといたし
ます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第32号平成23年度加美町水道事業会計補正予算（第3号）の採決を行いま
す。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一條 光君） ご異議なしといたします。よって、議案第32号平成23年度加美町水道
事業会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

- 日程第 9 議案第 33 号 平成 24 年度加美町一般会計予算
- 日程第 10 議案第 34 号 平成 24 年度加美町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第 11 議案第 35 号 平成 24 年度加美町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 12 議案第 36 号 平成 24 年度加美町介護保険特別会計予算
- 日程第 13 議案第 37 号 平成 24 年度加美町介護サービス事業特別会計予算
- 日程第 14 議案第 38 号 平成 24 年度加美郡介護認定審査会特別会計予算
- 日程第 15 議案第 39 号 平成 24 年度加美町霊園事業特別会計予算
- 日程第 16 議案第 40 号 平成 24 年度加美町営駐車場事業特別会計予算
- 日程第 17 議案第 41 号 平成 24 年度加美町下水道事業特別会計予算
- 日程第 18 議案第 42 号 平成 24 年度加美町浄化槽事業特別会計予算
- 日程第 19 議案第 43 号 平成 24 年度加美町水道事業会計予算

○議長（一條 光君） お諮りいたします。日程第 9、議案第 33 号平成 24 年度加美町一般会計予算、日程第 10、議案第 34 号平成 24 年度加美町国民健康保険事業特別会計予算、日程第 11、議案第 35 号平成 24 年度加美町後期高齢者医療特別会計予算、日程第 12、議案第 36 号平成 24 年度加美町介護保険特別会計予算、日程第 13、議案第 37 号平成 24 年度加美町介護サービス事業特別会計予算、日程第 14、議案第 38 号平成 24 年度加美郡介護認定審査会特別会計

予算、日程第 15、議案第 39 号平成 24 年度加美町霊園事業特別会計予算、日程第 16、議案第 40 号平成 24 年度加美町営駐車場事業特別会計予算、日程第 17、議案第 41 号平成 24 年度加美町下水道事業特別会計予算、日程第 18、議案第 42 号平成 24 年度加美町浄化槽事業特別会計予算、日程第 19、議案第 43 号平成 24 年度加美町水道事業会計予算、以上 11 件はいずれも平成 24 年度予算であり関連いたしておりますので、会議規則第 36 条の規定に基づき一括議題といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一條 光君） ご異議なしといたします。よって、日程第 9、議案第 33 号から日程第 19、議案第 43 号までを一括議題とすることに決定いたしました。

日程第 9、議案第 33 号から日程第 19、議案第 43 号までを一括議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第 33 号平成 24 年度加美町一般会計予算から議案第 43 号平成 24 年度加美町水道事業会計予算までの平成 24 年度加美町各種会計予算の総額等についてご説明申し上げます。

議案第 33 号平成 24 年度加美町一般会計予算、歳入歳出それぞれ 120 億 5,000 万円とし、債務負担行為、地方債、一時借入金の最高限度額等について定めるものであります。

議案第 34 号平成 24 年度加美町国民健康保険事業特別会計予算、歳入歳出それぞれ 27 億 5,000 万円とし、一時借入金の最高限度額等について定めるものであります。

議案第 35 号平成 24 年度加美町後期高齢者医療特別会計予算、歳入歳出それぞれ 2 億 6,500 万円と定めるものであります。

議案第 36 号平成 24 年度加美町介護保険特別会計予算、歳入歳出それぞれ 23 億 2,000 万円とし、一時借入金の最高限度額等について定めるものであります。

議案第 37 号平成 24 年度加美町介護サービス事業特別会計予算、歳入歳出それぞれ 1,000 万円と定めるものであります。

議案第 38 号平成 24 年度加美郡介護認定審査会特別会計予算、歳入歳出それぞれ 570 万円と定めるものであります。

議案第 39 号平成 24 年度加美町霊園事業特別会計予算、歳入歳出それぞれ 400 万円と定めるものであります。

議案第 40 号平成 24 年度加美町営駐車場事業特別会計予算、歳入歳出それぞれ 680 万円と定めるものであります。

議案第 41 号平成 24 年度加美町下水道事業特別会計予算、歳入歳出それぞれ 12 億円とし、債務負担行為、地方債、一時借入金の最高限度額について定めるものであります。

議案第 42 号平成 24 年度加美町浄化槽事業特別会計予算、歳入歳出それぞれ 8,800 万円とし、債務負担行為、地方債について定めるものであります。

議案第 43 号平成 24 年度加美町水道事業会計予算、収益的収入及び支出については、収入支出をそれぞれ 4 億 9,600 万円とし、資本的収入及び支出については、資本的支出 2 億 2,343 万円で、資本的収入額が資本的支出に対し不足する額 2 億 2,343 万円は、過年度分損益勘定留保資金、減債積立金及び建設改良積立金で補てんするものであります。

なお、各会計の詳細につきましては、それぞれ担当課長より説明いたさせますので、よろしくお願いを申し上げ、提案理由といたします。

○議長（一條 光君） 企画財政課長。

○企画財政課長（高橋 洋君） 企画財政課長であります。

朗読をもって説明にかえさせていただきます。

予算書 1 ページ目をお開きいただきます。

議案第 33 号

平成 24 年度加美町一般会計予算

平成 24 年度加美町一般会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 120 億 5,000 万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第 2 条 地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

（地方債）

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表 地方債」による。

（一時借入金）

第 4 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は 10 億円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費を流用することができる場合は、次のとおり定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でこれらの経費の各項の間の流用。

平成24年3月8日提出

加美町長 猪 股 洋 文

以上でございます。

○議長(一條 光君) 保健福祉課長。

○保健福祉課長(佐藤勇悦君) 保健福祉課長でございます。

朗読をもって説明にかえさせていただきます。

179ページをお願いいたします。

議案第34号

平成24年度加美町国民健康保険事業特別会計予算

平成24年度加美町国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ27億5,000万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は3億円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費を流用することができる場合は、次のとおり定める。

(1) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における款内でこれらの経費の各項の間の流用。

平成24年3月8日提出

加美町長 猪 股 洋 文

続きまして、207ページをお開き願います。

議案第 35 号

平成 24 年度加美町後期高齢者医療特別会計予算

平成 24 年度加美町後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2 億 6,500 万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

平成 24 年 3 月 8 日提出

加美町長 猪 股 洋 文

続きまして、217 ページをお開き願います。

議案第 36 号

平成 24 年度加美町介護保険特別会計予算

平成 24 年度加美町介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 23 億 2,000 万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は 1 億円と定める。

(歳出予算の流用)

第 3 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費を流用することができる場合は、次のとおり定める。

(1) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における款内でこれらの経費の各項の間の流用。

平成 24 年 3 月 8 日提出

加美町長 猪 股 洋 文

○議長 (一條 光君) 地域包括支援センター所長。

○地域包括支援センター所長 (高橋ちえ子君) 朗読をもって説明にかえさせていただきます。

241 ページをお願いいたします。

議案第 37 号

平成 24 年度加美町介護サービス事業特別会計予算

平成 24 年度加美町介護サービス事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,000 万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

平成 24 年 3 月 8 日提出

加美町長 猪 股 洋 文

○議長（一條 光君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤勇悦君） 保健福祉課長です。

それでは、255 ページをお開き願います。

議案第 38 号

平成 24 年度加美郡介護認定審査会特別会計予算

平成 24 年度加美郡介護認定審査会特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 570 万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

平成 24 年 3 月 8 日提出

加美町長 猪 股 洋 文

○議長（一條 光君） 町民課長。

○町民課長（畠山和幸君） 町民課長です。

朗読をもって説明にかえさせていただきます。

261 ページでございます。

議案第 39 号

平成 24 年度加美町霊園事業特別会計予算

平成 24 年度加美町霊園事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 400 万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成24年3月8日提出

加美町長 猪 股 洋 文

○議長（一條 光君） 商工観光課長。

○商工観光課長（日野俊児君） 商工観光課長です。

267 ページをお願いいたします。

朗読をもって説明にかえさせていただきます。

議案第40号

平成24年度加美町営駐車場事業特別会計予算

平成24年度加美町営駐車場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ680万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成24年3月8日提出

加美町長 猪 股 洋 文

以上です。

○議長（一條 光君） 上下水道課長。

○上下水道課長（田中正志君） 上下水道課長です。よろしく申し上げます。

275 ページをご覧になっていただきたいと思います。

朗読をもって説明にかえさせていただきます。

議案第41号

平成24年度加美町下水道事業特別会計予算

平成24年度加美町下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ12億円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は5億円と定める。

平成24年3月8日提出

加美町長 猪 股 洋 文

続きまして、305ページをお開きになっていただきたいと思います。

議案第42号

平成24年度加美町浄化槽事業特別会計予算

平成24年度加美町浄化槽事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8,800万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

平成24年3月8日提出

加美町長 猪 股 洋 文

続きまして、329ページをご覧になっていただきたいと思います。

議案第43号

平成24年度加美町水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成24年度加美町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は次のとおりとする。

- | | |
|-------------|-------------|
| (1) 給水戸数 | 8,550戸 |
| (2) 給水量 | 232万立方メートル |
| (3) 一日平均給水量 | 6,356立方メートル |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおり定める。

収入

第1款 水道事業収益	4億9,600万円
第1項 営業収益	4億9,257万7,000円
第2項 営業外収益	342万3,000円

支出

第1款 水道事業費用	4億9,600万円
第1項 営業費用	4億5,857万円
第2項 営業外費用	3,374万円
第3項 特別損失	20万円
第4項 予備費	349万円

続きまして330ページをご覧くださいと思います。

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおり定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億2,343万円は、過年度分損益勘定留保資金1億6,343万円、減債積立金2,000万円及び建設改良積立金4,000万円で補てんするものとする。)

支出

第1款 資本的支出	2億2,343万円
第1項 建設改良費	1億6,758万円
第2項 企業債償還金	5,585万円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費に流用し、又はそれ以外の経費をその金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

1 職員給与費 3,149万5,000円

2 交際費 5万円

平成24年3月8日提出

加美町長 猪股洋文

以上です。

○議長（一條光君） 説明が終わりました。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第33号から議案第43号については、先例69及び103の規定により、議長を除く全員で構成する平成24年度予算審査特別委員会を設置し、これに付託して慎重に審査することにいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一條光君） ご異議なしといたします。よって、議長を除く全員で構成する平成24年度予算審査特別委員会を設置し、審査することに決定いたしました。

お諮りいたします。本議会は平成24年度予算審査特別委員会の審査が終了するまで休会にいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一條光君） ご異議なしといたします。よって、本議会は平成24年度予算審査特別委員会の審査が終了するまで休会することに決定いたしました。

なお、議員各位に申し上げます。

委員会条例第9条の規定によりまして、平成24年度予算審査特別委員会を直ちに本議場に招集いたします。